

1. 調査概要

1.1. 調査目的

近年、日本の沿岸において外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる問題が深刻化しており、特に日本海沿岸に漂着する外国由来ゴミが再三マスコミ等に取り上げられ、国民の関心が高まってきているところである。

現在、海岸における漂着ゴミに対しては、海岸管理者、地方公共団体及びボランティア団体やNPO等により清掃活動がなされているものの、依然として多量の漂着ゴミが海岸に残されており、海岸保全施設の機能低下や海岸環境及び景観の悪化が懸念されている。

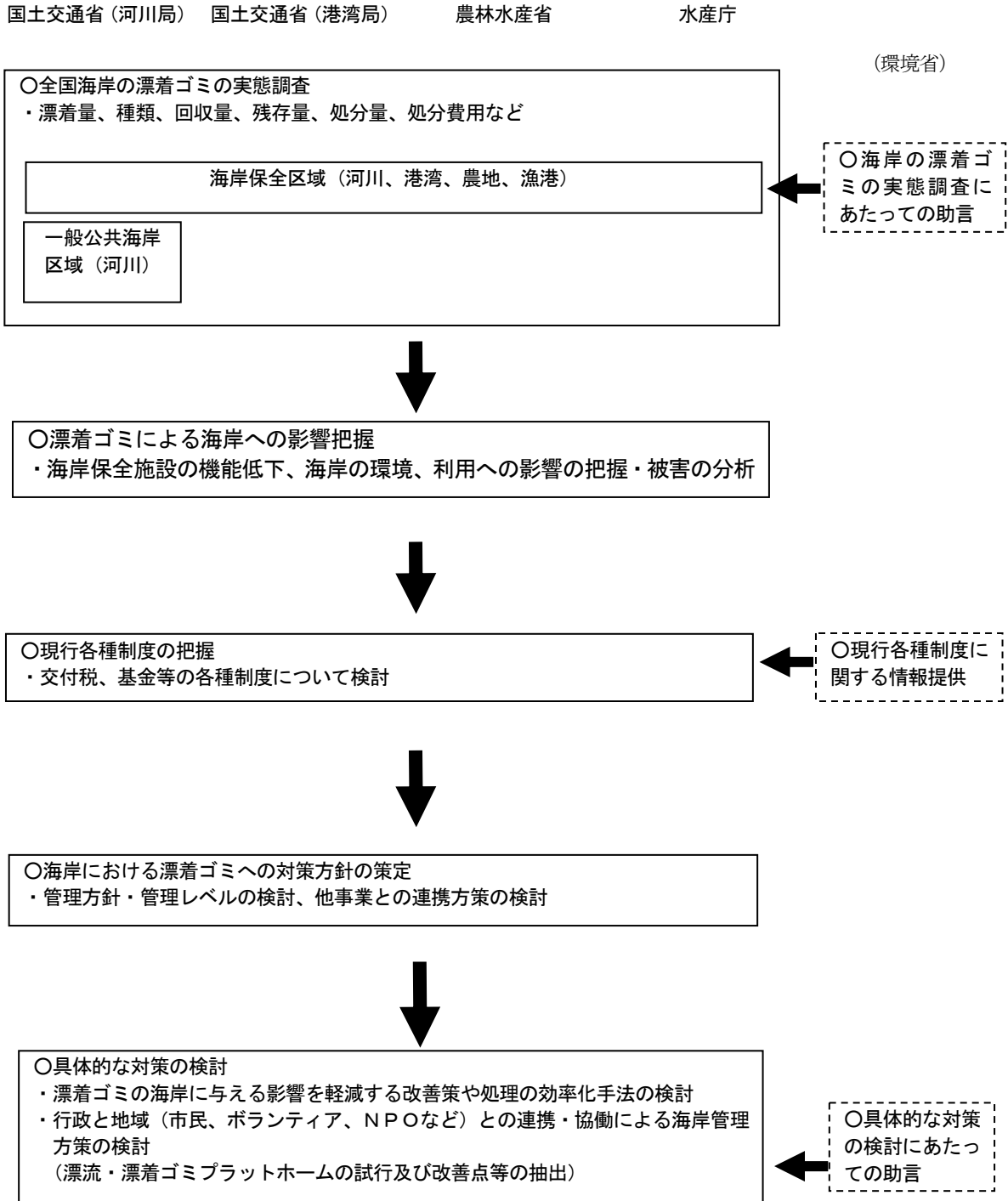
こうした中、平成18年2月に構造改革特別区域推進本部において、漂流・漂着ゴミについて実効的な対策を講じるために、発生源対策の検討を行うと同時に、当該ゴミによる被害が著しい地域への対策を検討し、今年度末までに当面の対策をとりまとめることが決定され、同年4月には関係府省の局長級からなる「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」が設置されたところである。

本調査では、わが国の沿岸における漂着ゴミの実態を全国にわたり調査し、漂着ゴミが放置されることによる海岸の防災機能、生態系環境及び利用環境に与える影響等について把握・分析することで、漂着ゴミの海岸に与える影響を軽減する改善策や処理の効率化手法について検討を行い、行政と地域との連携・協働による海岸管理方策を含めた海岸における一体的な漂着ゴミ対策の推進を図るものである。

1.2. 調査内容

海岸行政は、国土交通省（河川局、港湾局）及び農林水産省（農村振興局、水産庁）が連携を図り実施されているところであるが、海岸における漂着ゴミ等に対する統一した対応を図っていくため、国土交通省及び農林水産省所管の海岸における漂着ゴミ等の実態を把握し、漂着ゴミの海岸に与える影響を軽減する改善策や処理の効率化手法について共同で検討するものである。

1.3. 調査フロー



* 点線枠は本調整費の対象外であることを示す。